

滑川市障害者福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図り、もつて障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉タクシー」とは、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第4項のタクシー事業者であつて市と協定を締結したもののが、その事業の用に供するために用いる自動車をいう。

(利用の要件)

第3条 福祉タクシーを利用できる者は、本市に住所を有し、かつ居住している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であつて、その障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の級別をいう。）が、次のいずれかに該当しているもの

ア 肢体不自由の1級、2級又は3級

イ 視覚障害の1級、2級又は3級

ウ 聴覚障害の1級又は2級

エ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（第4条第2項の表において「内部障害」という。）の1級又は2級

(2) 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者であつて、その障害の程度が区分Aであるもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、その障害等級が1級であるもの

(利用券の交付)

第4条 福祉タクシーを利用しようとする者は、市長に対して手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。第5条において同じ。）を提示

し、滑川市福祉タクシー基本料金助成利用券（以下「利用券」という。）の交付を申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があつたときは、当該申し出をした日の属する年度分として、次の表に掲げる数の利用券を交付する。ただし、当該申し出が10月1日以後になされた場合において交付する利用券の数は、次の表に掲げる数に2分の1を乗じて得た数とする。

利用の要件＼級別等		1級又は区分 A	2級	3級
第3条第1号 に該当する者	肢体不自由	16	16	8
	視覚障害	16	16	8
	聴覚障害	—	16	—
	内部障害	16	16	—
第3条第2号に該当する者		16	—	—
第3条第3号に該当する者		16	—	—

3 前項の交付する数は、一の年度分につき16（前項ただし書きの場合にあつては、8）を限度とする。

（利用の方法）

第5条 前条の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、福祉タクシーに乗車したときは、運転者に手帳を提示するとともに、タクシー料金のうち基本料金に相当する金額を利用券により支払うものとする。

第6条 利用者は、利用券を不正に使用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 市長は、利用者が前項の規定に違反したときは、利用券の不正使用相当額及び未使用の利用券を返還させることができる。

（利用券の返還）

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその遺族は、速やかに利用券を返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条の利用の要件に該当しなくなつたとき。
- (3) 利用券を他人に使用させたり、その他不正な手段により利用券の交付を受けたとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年告示第43号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年告示第22号）

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年告示第12号）

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年告示第35号）

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第43号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第20号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第20号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。